

空き家の除却推進に係る株式会社クラッソーネとの連携協定について

建設部 住宅課

1. 連携協定の背景と目的

令和 4 年度の空き家等所有者の意向調査では、回答者の約 7 割が利活用の意向があるものの、利活用の方針は「決まっていない」との回答が最も多い状況であったことから、将来の管理不全空き家を未然に防止し、空き家の解消を促進するために、相談体制の強化を図る必要があると考えています。

今回連携協定を締結する株式会社クラッソーネは、空き家の除去をサポートする解体相談サービスを全国展開されており、自治体向けに空き家の除却推進に資するサービスを協定により無償で提供されています。現在、80 以上の自治体と連携されており、滋賀県内では、滋賀県、長浜市、米原市がそれぞれ協定を締結されています。

本市においては、県が協定を締結されていることから、一部のサービスについて、県のホームページと連携する形で活用しておりますが、新たなサービスを活用し、空き家の除却推進に係る相談体制の強化を図るため、連携協定を締結するものです。

2. 連携協定により活用できるサービス

○解体費用シミュレーター : 解体費用の概算が算出可能

(※現在でも利用可能ですが、個別の協定を結んでいるほうが、アクセス数が増加傾向)

○すまいの終活ナビ : 解体後の土地の売却価格の概算が算出可能 (※県内初)

○レポート作成サービス : 空き家の解体費用・売却価格・維持管理経費をレポート作成 (※県内初)

○お困り空き家連絡フォーム : 管理が不適切な空き家を匿名で簡単に通報できる (※県内初)

3. 主なメリット・デメリット

○メリット

・空き家所有者に、解体等の概算費用を算出しやすくすることによって、空き家を放置する経済的な損失が見える化し、今後の方向性を考えるきっかけとなります。

・空き家レポートを相談の特典として提供することで、空き家所有者と市とのつながる機会を増やし、早期解決につなげます。(※相談特典としての空き家レポートの活用はおそらく全国初)

○デメリット (懸念事項)

・(株)クラッソーネに対する利益誘導にならないか。

⇒空き家所有者にこのサービスの利用を強制するものではなく、解体工事事業者についても利用契約を強制するものではありません。あくまで、判断の参考になるものであるため、利益誘導には当たりません。

・競合他社とも協定を結ぶことになるか。

⇒現在想定している他社はありませんが、都度目的やメリットを考慮し、検討することとします。

4. 今後の予定

○令和 6 年 11 月 20 日 株式会社クラッソーネとの協定締結式

・シミュレーターの実演、協定書署名、記念撮影、プレス対応を予定

空き家の除却推進に係る連携協定書（案）

栗東市（以下「甲」という。）と株式会社クラッソーネ（以下「乙」という。）は、次のとおり空き家の除却推進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、栗東市空家等対策条例（平成30年10月2日条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める空家等のうち、管理不全な状態にあるものの除却促進に向けて連携協力を図り、もって空家等の適正な管理の推進に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 甲が推進する管理不全な状態にある空家等の除却促進に係る各種施策に関して、乙が持つサービスやノウハウを提供すること。
- (2) 甲が指定する管理不全な状態にある空家等に対して、乙が運用するシステムやホームページ（以下「システム等」という。）を活用し、乙は甲に対して必要なアドバイスを実施すること。
- (3) 甲が関係者（条例第2条第9号）からの相談に対応する際に乙が運用するシステム等を活用すること。
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 連携協力事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 前条に基づき甲及び乙が協力する事務の範囲には、個人情報の保護に関する法律（令和5年11月29日法律第79号）第2条に規定する個人情報を含まないものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を本協定に関連する業務以外の自己の業務に使用し、又は相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

一 相手方固有の業務上、営業上及び技術上の秘密

二 個人情報（個人情報の保護に関する法律（令和5年11月29日法律第79号）第2条）に規定する個人情報をいう。以下同じ。）

2 甲及び乙は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（秘密情報の提供）

第5条 乙は秘密情報を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して、甲に提供するものとする。

（複写・複製）

第6条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

（秘密情報の管理）

第7条 甲及び乙は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

（情報の返却及び廃棄）

第8条 甲及び乙は、相手方から提供された情報が不要となった場合は、速やかに相手方に返却し、又は情報の復元若しくは判読が不可能な方法により消去若しくは廃棄するものとする。

2 甲及び乙は、本協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、前項の義務を負う。

（事故）

第9条 甲及び乙は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、又は漏洩の恐れが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いを協議しなければならない。

（解除）

第10条 甲及び乙は、相手方がこの取組の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この取組の全部又は一部を解除することができるものとする。

（有効期限）

第11条 本取組の有効期限は、申込日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条から第9条までの規定は、本取組終了後も有効に存続するものとする。ただし、甲が連携協力事項の効果検証の結果に基づき第1条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期限満了の2月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(適用)

第12条 本取組に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲乙のいずれかが本取組の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

令和6年11月20日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市長 竹 村 健

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5-7-30 名駅東ビル4F

株式会社クラッソーネ

代表取締役 川 口 哲 平